

宮城労働局からのお知らせ

今回の地震による被災地域の

中小企業に勤務されていた労働者の皆さまへ

「未払賃金の立替払制度」の御案内

この度の地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、この度の地震によりお勤めになっていた企業が地震によって直接被害を受け、事業活動の停止を余議なくされ、事実上倒産状態となり、賃金を受けることができなくなった被災地域で働いていた皆様のために、以下によりできるだけ早く未払賃金の立替払いの手続きを進めることができるよう各労働基準監督署（以下「監督署」という。）等において、相談と申請の受付を行っています。該当する方はご相談下さい。

未払賃金の立替払制度の内容

企業の倒産により、賃金が支払われなまま退職した労働者に対して、その一定額（8割程度）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

今回の地震に関連して立替払を受けることができる方

1年以上の事業活動を行ってきた中小企業に雇用されていた労働者で、地震の直接的被害により倒産に至ったことに伴い退職し、未払賃金（2万円未満は対象になりません。）が残っている方々です。

立替払の対象となる未払賃金

退職日の6カ月前の日（例 退職日平成23年3月11日の場合は平成22年9月11日）から立替払請求日の前日の間に支払期日が到来している未払いとなっている「定期賃金」等です。

今回の地震における立替払の請求手続き

倒産した企業が、事業活動の停止、再開見込みがなく、賃金支払能力がないことの認定を受けるための「認定申請書」を本社所轄の監督署に提出し、認定を受けた後、未払賃金の額についての「確認申請書」を事業場の所在地所轄の監督署に提出する等が必要です。申請用紙は各監督署に用意しています。

なお、詳しい制度の説明や申請にあたり申請書以外に必要な資料等を持参して頂く必要がありますほか、混雑も予想されますので、事前にお問い合わせされるようお願いいたします。

今回の地震に関連して立替払の対象とならない企業

労働者が雇用保険求職者給付の特例支給又は特別支給を受けている企業
災害復旧貸付制度等を利用している企業

は、倒産したと認められませんので、立替払はできません（利用予定も同じ。）

*被災地域とは災害救助法の適用を受けている地域（帰宅困難者対応として適用された東京都47区市町を除く）

仙台労働基準監督署 022-299-9071

古川原労働基準監督署 0229-22-2112

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

宮城労働局労働基準部監督課 022-299-8838